

令和2年度(令和元年度) 給与支払報告書の提出について

令和元年 11月

日頃より、市・県民税関係事務につきまして格別なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年中に給与等の支払いをした場合、給与支払報告書を提出していただく必要がございますので、以下のとおりご案内いたします。

提出期限 令和2年1月31日(金)

事務処理上、**令和2年1月20日(月)まで**の提出にご協力ください。

提出書類

- | | |
|-------------------|------|
| ① 給与支払報告書(総括表) | 1枚 |
| ② 普通徴収切替理由書 | 1枚 |
| ③ 給与支払報告書(個人別明細書) | 2枚1組 |

このようにつづつてご提出ください。

① 給与支払報告書(総括表)

事業所ごとの表紙にあたるものです
報告人員が1人の場合も提出してください

③ 給与支払報告書(個人別明細書)のうち 特別徴収分

普通徴収切替理由に該当しない従業員の分をこちらにつづつてください

② 普通徴収切替理由書

普通徴収分の給与支払報告書(個人別明細書)がない場合(すべて特別徴収分の場合)は不要です

③ 給与支払報告書(個人別明細書)のうち 普通徴収分

退職者など、普通徴収切替理由に該当する従業員の分をこちらにつづつてください

個人事業主の方は、このほかに**マイナンバー確認書類・身元確認書類**が必要です。
(詳細は、次頁※1をご覧ください。)

提出先・お問い合わせ

御殿場市役所 課税課 市民税スタッフ

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

☎ 0550-82-4129(直通)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

市・県民税(特別徴収分)の納入書要否の記載欄がなくなりました

これまで、翌年度の市・県民税(特別徴収分)の納入書要否について総括表に記載していただき、「要」とご記載をいただいた事業者にのみ納入書を送付させていたっていました。

令和2年度市・県民税(特別徴収分)につきましては、納入書の要否について総括表に記載欄を設けておりません。特別徴収税額があるすべての事業者へ納入書を送付させていただきますので、ご了承ください。

なお、納入書を送付しないことをご希望の場合は、お手数ですが市役所課税課あてに書面にてその旨をご連絡ください。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



*①総括表・②普通徴収切替理由書について

- ・用紙は、年末調整等説明会(詳細は次頁※3をご覧ください。)にて配布するほか、市役所課税課の窓口にご用意しております。なお、前回の令和元年度(平成30年度)給与支払報告書を書面でご提出いただいた事業所のうち、主に市・県民税の特別徴収義務者に指定されている事業所には、事業所の名称等が印字された総括表を令和元年11月7日に送付しましたので、こちらをご利用ください。
- ・事業所独自の総括表を使用する場合は、令和2年度市・県民税の徴収方法を明記のうえご提出ください。
- ・eLTAXで別途提出する場合や、当市に報告する従業員がいない場合は、提出不要です。(eLTAXについての詳細は、次頁※2をご覧ください。)

*③個人別明細書について

- ・用紙は、年末調整等説明会(詳細は次頁※3をご覧ください。)にて配布するほか、市役所課税課の窓口にご用意しておりますので、必要枚数をお取りください。
- ・従業員本人へお渡しいただく源泉徴収票と複写式になっております。
- ・令和2年1月1日現在、御殿場市に在住で、本年中に給与の支払いがあった従業員全員分の個人別明細書をご提出ください。なお、パート・アルバイト・退職者・休職者や給与支払額が少額の方の分も含みます。
- ・個人別明細書の追加や訂正がある場合は、摘要欄に「追加」または「訂正」と明記し、再度ご提出ください。
- ・給与支払報告書をご提出後に退職・転勤等の異動があり、令和2年度市・県民税の徴収方法に変更が生じる場合は、令和2年4月15日(水)までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(異動届)をご提出ください。

※1 個人事業主で給与支払報告書を提出する方へ ～マイナンバー確認書類・身元確認書類をご用意ください～

個人事業主の方は、給与支払報告書提出の際に、
事業主本人のマイナンバー確認書類 と 身元確認書類
を提出（または提示）することが義務付けられています。

◎事業主本人が窓口で提出する場合

→事業主本人のマイナンバー確認書類・事業主本人の身元確認書類
をご提示ください。

◎事業主本人以外の方（代理人）が窓口で提出する場合

→事業主本人のマイナンバー確認書類のコピー・代理人の身元確認書類・委任状
をご提示ください。

（税理士や税理士法人が提出する場合は、事業主本人のマイナンバー確認書類のコピーに加えて、
身元確認書類として税理士証票を、委任状にかえて税務代理権限証書を、それぞれご提示ください。）

◎事業主本人が郵送で提出する場合

→上記の書類のコピーを同封して提出してください。

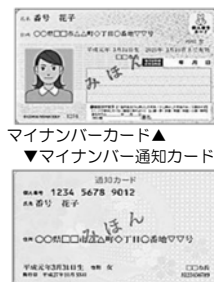
（法人の場合は、法人番号の確認書類の提出（または提示）は不要です。）

■マイナンバー確認書類 とは・・・

マイナンバーカード（裏面）
または マイナンバー通知カード
または マイナンバーが記載された住民票

■身元確認書類 とは・・・

マイナンバーカード（表面）
または 運転免許証
または その他公的機関発行の顔写真付きの書類



※3 年末調整等説明会 のごあんない

沼津税務署主催の年末調整等説明会（年末調整・消費税軽減税率制度・青色申告決算説明会）において、給与支払報告書の記載にあたっての注意事項や提出方法をご説明します。

事前申込みは不要ですので、ぜひご参加ください。なお、当日は、会場にて給与支払報告書（個人別明細書）ほか各種用紙を配布します。

■ 日 時： 令和元年11月26日（火）午後1時15分から

※給与支払報告書についての説明は、午後2時30分頃からを予定しています。
時間は前後することがありますので、余裕をもってご来場ください。

■ 会 場： 御殿場市民会館 小ホール

※2 市・県民税のお手続きには、**eLTAX**をご利用ください

■ **eLTAX** とは・・・

eLTAX（エルタックス）とは、インターネットを利用して、給与支払報告書の提出をはじめとした地方税の手続きを電子的に行うシステムです。



eLTAXにはメリットがたくさんあります

- ・給与支払報告書や異動届の提出の際に、市役所の窓口へ出向くことなく、ご自宅やオフィスのパソコンからインターネット上で手続きができます。
- ・給与支払報告書の作成や送信は、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応ソフト）のデータを利用して手続きができます。
- ・市・県民税の特別徴収税額の税額決定通知書は、eLTAXシステムを通じて電子データで受け取ることができます。
- ・複数の地方公共団体への手続きをまとめて行うことができますので、自治体ごとに仕分けをする作業が不要になり、事務負担の軽減が期待できます。
- ・eLTAXの利用料は無料です。（事前手続きに必要な電子証明書の取得にあたっては別途費用が必要となります。）

● **NEW!!** ● 令和元年10月から地方税共通納税システムがスタートし、電子納税もできるようになりました。このシステムを利用すると、一度のインターネット上での操作で、複数の市町村に対して電子的に納税することができます。そのため、納税のために指定金融機関や市役所の窓口に出向く必要がなくなります。また、eLTAXでの電子申告とあわせると、申告から納税までの一連の手続きをインターネット上で行うことができます。

■ **eLTAX** または光ディスク等による 電子的提出の義務基準が拡大されます

お早めにご準備ください



令和2年分(令和3年1月末提出分)の給与支払報告書から、電子的提出（eLTAXまたは光ディスク等による提出）の義務基準が「**前々年の給与支払報告書の提出枚数が100枚以上**」に拡大されます。（現行は1,000枚以上です。）

たとえば、平成31年1月に提出した給与支払報告書の枚数が100枚以上であった場合は、令和3年1月に提出する給与支払報告書はeLTAXまたは光ディスク等による電子的提出が義務付けられます。

該当となる場合は、お早めにご準備をお願いします。

■ **eLTAX** についての詳細はこちらまでお願いします

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
eLTAX お問い合わせ窓口(ヘルプデスク) TEL 0570-081459

